

評 価 報 告 書

平成30年9月

京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会

児童相談業務評価検証部会

目 次

1	はじめに	1
2	評価の視点	2
	(1) 本検証の目的	
	(2) 評価の実施方法	
	(3) 評価を実施する上での留意事項	
3	事例について	3
	(1) 事例の概要	
	(2) 世帯構成	
	(3) 事例の経過	
	(4) 市町村における関係機関連携の状況についての実態調査	
4	検証結果（課題及び提言）	9
5	おわりに	13
6	用語解説	14
7	京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童相談業務評価検証部会・委員名簿	15

1 はじめに

平成18年10月に長岡京市で発生した児童虐待死亡事案を受けて、京都府では平成19年度に外部有識者による京都府児童相談所業務外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、児童相談所の業務管理や組織運営等を定期的に確認することとなった。

平成25年度からは、委員会を京都府社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の部会として位置付け、名称を「児童相談業務評価検証部会」と変更し、これまでの取組に加え、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の運営状況や在宅ケースへの支援の対応状況等について調査を実施し、助言を行ってきた。

今回の事案に関しては、平成27年9月、本府内において母が当時4ヶ月の男児を床に打ち付け、意識障害を伴う重症を負わせたものである。児童相談所や要対協での経過はなかったものの、多くの関係機関での関わりがあり、結果として重大な事態に至ったことから、各関係機関による対応の問題点や課題について整理するための検証を行った。

また、管内各市町村において、庁内及び児童相談所との連携の状況についても調査を行い、関係機関との情報共有や連携体制のあり方など再発防止に向けた方策を提言としてまとめた。

2 評価の視点

(1) 本検証の目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項及び「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付雇児総発第0314002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、児童相談業務評価検証部会において、本件事案を防ぎ得なかった原因を調査し、再発・未然防止のためにとるべき方策を検討、提言する。

(2) 評価の実施方法

本事案の検証については、A児童相談所における児童記録票、B市家庭児童相談窓口における各記録をもとにヒアリングを行いながら事実関係の確認を行った。また、その他関係機関における記録についても合わせて収集し、情報の整理を行った。

<開催日程一覧>

開催内容	実施日
【第1回】事例概要の説明及び質疑応答	平成30年1月19日（金）
【第2回】問題点及び課題の議論 意見及び提言の取りまとめ	平成30年3月27日（火）

(3) 評価を実施する上での留意事項

事件の根源的な原因は何であったのか、どのように対処していれば未然防止や早期発見ができたのか、各関係機関の責任や役割は果たせていたのか、今回の事件を大きな教訓として府内の児童虐待に係る未然防止、早期発見に今後取り組んでいくにはどのような方策が必要か、といった視点により評価を行った。

なお、本検証は関係者の責任追及や処罰を目的とするものではない。

3 事例について

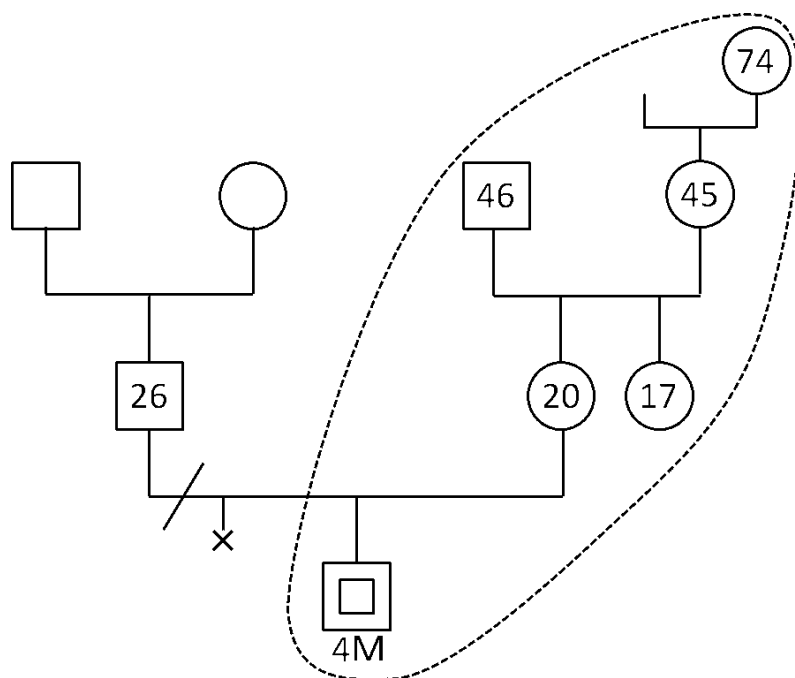
(1) 事例の概要

平成27年9月28日午後4時頃、実母が当時4ヶ月であった本児が泣き止まないことに苛立ち、本児を自宅リビングの床に打ち付け、呼吸不全、意識障害を伴う重症を負わせたもの。実母は傷害罪により逮捕、起訴され、実刑判決となった。

(2) 世帯構成（事件発生当時）

実母（20歳）、本児、母方祖父母、母方曾祖母、母方叔母

実父（26歳）は父方実家にて生活



(3) 事例の経過

日 時	事実関係	C病院	B市子育て支援・児童福祉主管課		
			B市児童手当等担当窓口 (本庁)	子育て支援担当窓口 (D会館)	家庭児童相談窓口 (D会館・要保護児童 対策調整機関)
H27.1.6					
H27.2.26			実母、母方祖母が来庁。実母は妊娠中だが、実父に借金があり、母方祖母としては墮胎した方がよいと考えているが、母としては、今回は産みたいとの話。担当者からE家庭支援センター(府婦人相談部門)を案内		
H27.3.2					
H27.3.9	父母入籍				
H27.3.10			母方祖母が来庁。実母がB市内の父方実家に行き、その数日後に父方祖父母が保証人となって父母が入籍をしたと経緯を話す。		
H27.5.25	本児出生	本児出生(3.170g・自然分娩・出産時の状況特に異常なし)			
H27.5.29		新生児診察(産婦人科)			
H27.6.6			実母、母方祖母が来庁し、出生届提出。母方祖母は「出産後、里帰りという名目で、実母と本児を母方実家に連れて帰った」と話す(住民票は父方実家のまま)。児童手当の申請手続きをしたが、世帯主である実父からの申請の可能性もあり、保留		
H27.6.16			実母、母方祖母が本児を連れ来庁。離婚に向けて動きたいとの希望あり、市の無料法律相談を紹介		
H27.6.17					
H27.6.30		1ヶ月健診(小児科)実母、母方祖母			
H27.7.1					
H27.7.6					
H27.7.11					
H27.7.13					
H27.7.14		1ヶ月健診フォロー(小児科)実母、母方祖母			
H27.7.17			実母、母方祖母が来庁。離婚に向けて調停手続きを始めたとの話 同日、実父、父方祖父母が児童手当の情報開示請求のため来庁		
H27.7.23					
H27.7.28					
H27.8.4				乳児全戸訪問。民生委員2名が住民票のある父方実家を訪問するも会えず。	
H27.8.7			実母、母方祖母が来庁。離婚調停中との話。就職活動や資格取得の準備を勧め、保育所入所に向けて担当課を案内		
H27.8.28					
H27.9.2				保健センターに新生児訪問の状況を問合せ、問題がなかった旨確認	
H27.9.11	母子で住民票を母方実家へ異動(閲覧制限)		実母、母方祖母が来庁。離婚調停の通知書を持参し、児童手当の申請		
H27.9.28	事件発生(16:15緊急搬送)		実母から電話。子育て世帯特別給付金についての問合せ。Iジョブパークでの面談に行ったと話す(15時~16時頃)。		

日 時	事実関係	B市保健センター (D会館)	その他	E家庭支援センター (府婦人相談部門)
H27.1.6		居住地域の妊娠届出窓口であるF支所に届出あり、母子手帳を交付		
H27.2.26				
H27.3.2				実母と母方祖母が来所(実父との交際の経過、実父の借金関係、5月末出産予定等の話)。実母はカウンセリングを予約
H27.3.9	父母入籍			実母はカウンセリングに来所せず、結果キャンセル
H27.3.10				
H27.5.25	本児出生			
H27.5.29				
H27.6.6				
H27.6.16				
H27.6.17				母方祖母から電話(出産・実母の夫婦関係での悩み・実父からのDV・実父の借金問題)
H27.6.30				
H27.7.1				母方祖母から電話(父方祖父母への対応について)
H27.7.6			G保健所を実母が訪問(女性相談担当者が弁護士紹介申込書を渡す)	実母から電話(離婚したいと弁護士紹介依頼)。DV事案の弁護士紹介のため、窓口のG保健所を紹介
H27.7.11				弁護士から電話(実母を担当することになった)
H27.7.13		新生児・妊産婦訪問。助産師が母方実家を訪問。母子ともに問題なしと判断		
H27.7.14				
H27.7.17			実父、父方祖父母が警察に来署。児童手当について母を詐欺罪で訴えたいとの内容。警察からB市児童手当等担当窓口に関合せ	
H27.7.23				実母が突然来所(弁護士相談中、警察に相談することを助言)
H27.7.28			本児予防接種(Hクリニック)	
H27.8.4				
H27.8.7				
H27.8.28			本児予防接種(Hクリニック)	
H27.9.2				
H27.9.11	母子で住民票を母方実家へ異動(閲覧制限)			
H27.9.28	事件発生(16:15緊急搬送)		I ジョブパークで実母、母方曾祖母が本児を連れ就労相談等(14時~15時頃)。母子等の様子は特に問題なし	

(4) 市町村における関係機関連携の状況についての実態調査

本年1月から2月にかけて、市町村を対象に、庁内及び児童相談所との連携上の課題について実態調査を行った（以下主な意見を抜粋）。

① 市町村の庁内での連携上の課題

ア 認識のずれ

- ・ 情報提供するケースの基準を設けていないため、各職員の判断に任されている部分が多い。
- ・ 各課から情報提供を受けても、各課の主張が多く一方通行なことがあったり、互いの役割を認め合うという支援者との関係性が欠如していることがある。

イ 認識不足

- ・ 要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）に情報が集約される形になっているが、聴き手側（調整機関）の課題として、虐待についての理解や知識が乏しいため、「疑わしい家庭、気になる家庭」をアセスメントしにくい場合がある。また、話し手側（情報提供者）の課題として、表面的な事象や言葉のみに着目している場合や、思い込みや想像と事実が混同している場合に、正確ではない情報が共有されてしまう。
- ・ 母子保健担当から調整機関に対して特定妊婦の報告があるが、その後の支援情報の連絡がなく、支援についての相談は、出産直前、出産直後や出産後数ヶ月後になっている。また、口頭報告での情報の提供のみの場合があり、情報が不明で再度確認することが多い。
- ・ 医療機関からの通告等はあるが、調整機関からの依頼にあたり医師と患者の関係から守秘義務を主張され、情報開示をしてもらえないことがある。

ウ 情報集約がしにくい

- ・ 担当課によっては、管理職対応であったり、担当者が決められていることもあるが、不在の場合に即時に情報収集ができない。
- ・ 調整機関が本庁とは別の場所にあるため、日々の対応状況等が見えにくい。

エ 関係機関の主体性

- ・母子保健分野から「気になる家庭・妊婦等」として情報提供はあるが、担当課としてのリスクアセスメントやどう対応していく必要があると考えているか等主体性が欠けているところがある。
- ・要対協に情報提供を行う組織体制が整備されていないことにより、事象がどんどんエスカレートし3ヶ月以上が経過していたケースがあった。また、部署によっては、要対協に通告や情報提供した後は、調整機関が児童や保護者に対して一義的に支援を行うと認識しているところがある。要対協は子どもを守るためのネットワークであることや、親子への支援方法、どの部署が主体的に関わることが有効であるかなど、各機関共通の理解を得ることが難しい。

② 児童相談所との連携上の課題

ア 役割分担や連携方法

- ・児童相談所と協働してケース対応を行っているが、市からの情報提供に比べて児童相談所からの情報量が少なかったり、児童相談所で対応した事の報告がない。
- ・児童相談所送致のケースで、私立小中学校所属のケースや校区外通学ケースは市町村に状況把握を任せている現状がある。
- ・関係機関に見守り（モニター）を依頼する場合、その目的や、児童のどんな点についての情報が必要なのか、所属機関に対する説明が不足している。モニター依頼や終結の際には、もう少し丁寧に所属機関に対応してほしい。

イ 児童相談所、市町村の多忙さ

- ・児童相談所職員が不足しているためか、支援対象家庭との面接等の日程がなかなか取ってもらえず、支援のタイミングを逃したり、適切な支援につながりにくい。
- ・地区担当者も虐待チームも、不在のことが多く、「スムーズな情報共有・連携」といっても、その余力は殆ど無いような印象である。
- ・法改正により、市町村の業務が増えたが、市町村職員体制の充実が図られていないため、増大するケース対応に市町村が追われている。

ウ ケースの引継ぎ

- ・ 児童相談所が受理し終結した虐待ケースについて、終結後に市に通告・相談がある場合、ケースの引継ぎがないため、過去の状況をふまえた対応がしにくい。
- ・ 信頼関係を築いた児童相談所の担当者が異動し、また一から対応することになったり、担当者によって対応方法や違い、連携がとりにくいことがある。

4 検証結果（課題及び提言）

市町村実態調査の結果も踏まえ、本事案の事実関係に対する助言・指導

（1）事実確認

① B市の対応について

平成27年1月6日、B市F支所窓口にて妊娠届出が提出された。実母は20歳と若く、また妊娠後5～6ヶ月目での届出と比較的遅めであることから、気がかりな世帯であることがわかるが、当時の対応としては書類の受付と母子手帳の交付のみであった。

平成27年2月26日に実母、母方祖母がB市児童手当等担当窓口を訪れた際、実母は若年で妊娠していること、墮胎経験があること、実父に借金があること、母方祖母としては墮胎した方がよいと考えていることなどを話した。その後、3月10日、6月6日、6月16日、7月17日、8月7日、9月11日と来庁し、担当者からE家庭支援センター（府婦人相談部門）や相談内容に応じた窓口を案内しているものの、本世帯についての情報が担当課内で共有されておらず、調整機関へも情報提供が行われなかった。

② E家庭支援センター婦人相談部門の対応について

平成27年3月2日に実母、母方祖母がE家庭支援センターを訪れた際、父母の交際の経過に加え、実母が若年で妊娠していること、墮胎経験があること、実父に借金があること、実父に暴力を振るわれたことなどを話した。その後、6月17日、7月1日に母方祖母から電話連絡、7月6日に実母から電話連絡があり、7月23日には実母の来所があったが、相談内容に対する助言や関係機関の紹介は行われていたものの、本児の様子や母子関係について尋ねるような言葉かけはなされていなかった。また、児童相談部門との情報共有が行われなかった。

婦人相談部門内での情報共有は行われていたが、実母は実父とほとんど同居しておらず、実父からのDV被害との視点で見ると緊急性は高くないと判断され、実母等による本児への虐待の可能性については検討されなかった。

③ B市調整機関の状況

当時のB市は、妊娠届出窓口（F支所）、児童手当等担当窓口（B市役所）、

保健センター及び調整機関（D会館）と所在地がそれぞれ異なっていた。

また、要対協実務者会議は月に1回行われていたが、要対協の役割や位置づけが関係部署に充分周知されておらず、情報を集約することの意義が十分に伝わっていなかった。それにより、各部署がその都度の対応に終始してしまい、本世帯については関係部署による要対協を介しての情報共有は行われなかった。

④新生児訪問事業及び乳児全戸訪問事業の状況

助産師による新生児訪問時、実母は「子どもをかわいいと思っている」と話し、母方実家において養育の支援を受けている等の理由から、「特に問題がない」との判断を行った。

また、実母は本児を出産後、実父からのDV等の理由により住民票を父方実家に残したまま母子で母方実家にて過ごしており、乳児全戸訪問では、民生委員が住民票のある父方実家を訪れた。その結果、母子は不在であり、父方祖母が対応し、母子の居場所や様子を知ることはできなかった。後日、その報告を子育て支援担当窓口が受け、保健センターに新生児訪問時の状況を問い合わせたが、「特に問題なし」との報告を受けたことから、再度の訪問を行わなかった。

（2）課題及び提言

課題①：特定妊婦及びハイリスク家庭に対する正しい認識

提言：児童虐待の未然防止に向けた関係者の認識の向上と部署業務を越えた課題意識の涵養

- ◆妊婦の児童虐待につながるリスクが確認された時は、ただちに調整機関へ情報提供のうえ、支援方針の検討を行うなど、特定妊婦についての関係者の認識を共有すべきである。
- ◆発生予防の方策として妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備が挙げられている。支援体制には当然窓口対応職員も含まれており、関係者による特定妊婦やハイリスク家庭の見逃しが重大な事態につながり得ることを再認識する必要がある。
- ◆住民と接する窓口対応職員は、所管業務に関する対応のみで完結させるのではなく、守備範囲を超えた部分にも気を配り、「子どもさんの状況はどうですか」と意識的に声かけを行うなど、相談者の家族状況の把握に努めるよう研修の機

会などを通して周知徹底しなければならない。

課題②：調整機関への情報集約の体制について

提言：調整機関を軸とした関係機関との連携体制の構築と連携の重要性に対する認識の強化

- ◆要対協の役割や位置付け、情報共有の重要性など、基本的な事柄について関係部署共通の認識が持てるよう代表者会議や実務者会議等の場を利用し周知徹底を行うことで、気がかりなケースがあればすぐに調整機関に情報が入るよう、連携体制の強化、組織構造の改善をするべきである。
- ◆関係機関に情報収集を行う場合、見守りの具体的なポイントを分かりやすく伝えることや、情報収集だけではなく、関係機関への助言やフィードバックをこまめに行うなど、要対協の活性化を図りたい。
- ◆調整機関の職員は、支援計画の作成や関係機関に対する具体的な助言を行うことにより、イニシアチブを取りながらケースワークを行うことが求められることから、一定の専門性を有しておくことが必須である。

課題③：家族全体を総合的にアセスメントする専門性の確保について

提言：関係職員の専門性及び対応スキル向上の必要性、及び要対協の組織的専門性向上に向けた取り組みの強化

- ◆援助者は、当事者の生育歴や家族間の関係性など、家族全体の状況についてのアセスメント力を高め、虐待のリスクや緊急度を見極めつつも、家族背景に思いを巡らせながら相談者の心情を細やかに把握できるような専門性を有するべきである。
- ◆個別ケース会議や実務者会議等に児童虐待防止アドバイザー等の専門家を派遣し、ケースの支援方法について助言を行う京都府の事業をもっと活用すること。各市町村において一定期間計画的に派遣するなど、工夫のうえ実施すべきである。

(3) 市町村実態調査の結果も踏まえた補足的提言

- ◆全国的にも精神科領域の医療機関や民間団体との情報共有において、個人情報保護を理由に連携の難しい事例がある。京都府としても、要対協の枠組みの活

用及び周知により、広域的な情報共有の円滑化に向けた支援を行うこと。

- ◆児童福祉法の改正により、調整機関への専門職配置や児童福祉に携わる職員の専門性強化が義務づけられたが、経験を積み、専門性を身につけた職員が異動となれば、軸となって要対協を運営できる人材がいなくなってしまう、知識やスキルが積み重ならない。人事異動を考慮するなど、人材確保、人材育成を働きかけていくことも必要である。
- ◆母子保健に係る訪問にあたっては、事前に関係機関から情報収集を行ったうえで、一定のリスク要因が重複するようなケースを予めスクリーニングするなど、集中的、重点的に実施する必要がある。
- ◆教育委員会との連携を深め、中高校生に対する研修の実施等により、若年世代の認識を充実させられるよう促していくことも必要。

5 おわりに

府内の各市町村においては、要対協を核として関係機関のネットワークが整備され、また、児童相談所においては、平成20年度に整備されたITシステムを用いたケースの進行管理等が行われており、さらに、平成22年4月には4つの相談機関を統合した家庭支援総合センターが設置された。同年5月には宇治、福知山の各児童相談所に総合相談やDV相談の窓口が設けられ、家庭問題の相談にワンストップで支援するという枠組みが整えられた。

しかし、本事例においては、対応窓口及び初回対応時において把握された情報が相談機関に共有されず、結果としてネットワークがうまく機能しなかったことから、不幸な事件を防げなかったものである。

このような課題は決して特定の市町村及び児童相談所によるものではないことから、京都府をはじめ各自治体において、関係者の認識の向上や体制の改善など、連携強化に向けた取組を具体的に進めていく必要がある。

今回の事案を教訓とし、このような事件が再び繰り返されることのないよう、引き続き、日々の対応の検討や改善と、情報共有の徹底を図られたい。

6 用語解説

用語	解説
要保護児童対策地域協議会	児童虐待等で保護を要する児童（以下、「要保護児童」という）、支援が必要とされる児童や保護者に対して複数の機関で援助を行うための法定化された協議会であり、各市町村に事務局として調整機関が置かれている。開催される会議は「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」の3層から構成される。
代表者会議	要対協の構成機関の代表が集まり、要保護児童等への理解、要対協の現状と各機関の役割について共有し、より効果的な市町村における支援体制について、全体で確認するための会議である。
実務者会議	要対協の構成機関のうち、ケースへの援助を把握している実務者が集まり、要対協が対象とする全てのケースを進行管理するための会議である。
個別ケース検討会議	ケースへの援助に直接関わっている担当者が集まり、個別のケースについて具体的な援助内容（援助方針）を検討する会議である。
京都府要保護児童対策地域協議会	要対協は通常市町村単位で設立されるが、市町村域を超えた関係機関との連携をスムーズに行うため、京都府が設立。
新生児訪問事業	母子保健法第10条に基づき市町村が行う事業で、生後28日目までの乳児のいる家庭を訪問し、妊娠、出産、又は育児に対する保健指導を行う。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	児童福祉法第6条の3第4項に基づき市町村が行う事業で、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞いた上で、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う。
特定妊婦	出産後の児童の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。 妊娠中から家庭環境等におけるハイリスク要因を特定できる妊婦で、例えば、若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える等が挙げられる。
虐待防止アドバイザー	京都府で登録している児童福祉や児童心理等の分野に見識を有する児童虐待防止対策の有識者であり、要対協への助言等を行う。

7 京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童相談業務評価検証部会

氏 名	役 職
<p>【部会長】 津 崎 哲 郎</p>	<p>NPO法人 児童虐待防止協会 理事長</p>
<p>麻 田 知 壽 子</p>	<p>NPO法人きょうとCAP代表</p>
<p>安 保 千 秋</p>	<p>弁護士（京都弁護士会所属）</p>
<p>廣 井 亮 一</p>	<p>立命館大学大学院教授</p>
<p>細 井 創</p>	<p>京都府立医科大学教授</p>
<p>本 郷 俊 明</p>	<p>京都府民生児童委員協議会会長</p>